

秋田県公報

田 公 報

田 公 報
田 公 報

監 査 委 員 公 告

監査結果公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行したので、同条第3項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年7月12日

秋田県監査委員 小田嶋 伝 一
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日
平成14年5月21日

2 請求人

秋田市仁井田二ツ屋二丁目4番7号 団体役員 後 藤 和 夫
秋田市檜山城南新町8番11号 鈴 木 正 和
秋田市仁井田本町二丁目16番6号 団体役員 高 橋 京 子
秋田市仁井田本町一丁目16番6号 自 営 奈 良 知
能代市青葉町7番5号 団体役員 納 谷 悟
秋田市桜一丁目5番19号 団体役員 松 本 匡
秋田市保戸野鉄砲町3番55号 桜 田 鐘 子

湯沢市深堀字深堀5番地 柴 田 奎 介
湯沢市湯ノ原一丁目1番36号 高 橋 忠
河辺郡河辺町戸島字本町152番地 団体職員 鈴 木 サキ子

3 請求の要旨（原文）

（1）県は平成12年度に秋田国体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という）に選手強化対策費として2億6589万円の補助金を支出した。右補助金の大半は県体協加盟の各競技団体等に配分されたが、「組織の充実・拡充」費、「意識の高揚」費その他の相当金額（少なくとも2011万円以上）が対策本部に留保されて自由に使用され、途中からは「フイギョア強化事業」等にも使用された。

（2）右「フイギョア強化事業」とは、県スケート連盟フイギョア部の選手強化を対策本部が本件補助金を使って直接に行うもので、「コーチの確保、指導体制の確立等、強化計画の作成等」の事業とされる。

それぞれが独立した各種競技団体の中の1部門の選手強化を競技団体でもない対策本部が直接に実施するのはきわめて異例である。そのため対策本部は「フイギョア部選手父母等に対する経緯・事情等の説明会開催」（数回開催）さえ本件補助事業で行ったほどである。県から給与を受けながら対策本部の業務に従事している県職員らは、右事業の企画・立案から、本部委員会等への提案・説明、コーチの選定・招聘、招聘コーチの指導による練習会等の開催、各種資料等の作成、会場等の確保、強化練習等の指導・視察、招聘コーチや選手への旅費支給等、本件事業の全てに深く関わり推進した。その結果、スケート連盟では長年フイギョアの選手指導にあたってきたコーチがその地位を奪われ、地位保全をめぐる訴訟が提起されるなどの「内紛」が続いている。更に右事業は「補助内容の変更」（補助金交付要項）に該当するにも関わらず、知事の承認なしに実施された。

（3）アスチアスポーツの強化は競技団体や選手の自主性を基礎にするべきものであるから、国や公共団体の助成はそれを最大限に尊重するように行われなければならない。しかも、対策本部は県国体準備室に事務局を置き、県職員が県から給与を受けて事務局業務を行っている特殊な団体であるから、行政権が団体自治の侵害行為にわたらないようより慎重に行われなければならない。ところが、右のような補助金の使用は、補助金をエサにし、さらには県職員がいわば「公務」として、競技団体の内部問題に干渉し、自主的選手強化の活動を破壊するものであって、アスチアスポーツの正常な発展を阻害するものである。選手強化の目的に沿わないばかりか、著しく公益に反するものである。よって、本件補助金を監査し、損害の賠償ないしは補助金返還命令等の勧告

を するよう求める。

4 請求の要件審査
本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査委員の除斥

監査委員辻久男は、法第199条の2の規定により除斥した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

平成12年度における第62回秋田国体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）に対する選手強化対策費補助金（以下「本件補助金」という。）が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か。

2 監査対象課

教育庁保健体育課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定により、平成14年6月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかった。

第4 監査の結果

本件監査請求については、次の理由により却下する。

1 事実関係（本件補助金の支出状況）

本件補助金は、対策本部に対して、スポンサー選手の競技力の向上を図ることを目的に、前金払の方法で11回に分けて交付された。交付状況は次のとおりであることが認められた。

	支出命令年月日	支出年月日	支出金額
第1回	平成12年4月27日	平成12年5月2日	119,500,000円
第2回	平成12年5月16日	平成12年5月19日	47,800,000円
第3回	平成12年6月9日	平成12年6月20日	27,000,000円
第4回	平成12年7月10日	平成12年7月19日	20,700,000円
第5回	平成12年8月11日	平成12年8月18日	11,400,000円
第6回	平成12年9月8日	平成12年9月20日	10,300,000円
第7回	平成12年10月10日	平成12年10月20日	8,000,000円
第8回	平成12年11月10日	平成12年11月20日	7,400,000円
第9回	平成12年12月11日	平成12年12月20日	6,200,000円
第10回	平成13年1月12日	平成13年1月19日	7,500,000円
第11回	平成13年2月9日	平成13年2月20日	4,200,000円
		支出計	270,000,000円

2 理由

(1) 住民監査請求の期間制限について

法第242条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

そこで、ここである「当該行為のあった日」について検討する。

裁判例（静岡地裁平成5年7月15日判決）によれば「概算払により補助金が交付された場合における法242条2項の期間の起算点である「当該行為があった日」は、個々の支出行為のあった日と解するのが相当である。なぜならば、概算払も、法232条の5第2項に規定されている正規の支出の一方方法であり、それ自体について従うべき財務会計法規が存する上、実質的にもそれにより地方公共団体の資金が流出し、私人に帰属するものであって、かつ、前示のとおり、本件補助金は予算に計上されており、概算払の時点でその支出目的、金額及びその算定根拠は明確にされていたのであるから、その支出の違法性、不当性は、その後の補助金額の確定手続を経なくても判断できるからである。」とした上で「監査請求期間遵守の有無は、監査請求の対象となる各個の財務会計上の行為毎に判断すべきであると解すべきである。」とし、住民監査請求を監査した監査委員の判断は誤りであったとした。

この判決は、控訴審（東京高裁平成6年2月24日判決）で支持され、上告審（最高裁平成7年2月21日第3小法廷判決）でも、「概算払は、地方自治法が普通地方公共団体の支出の一方方法として認めているものであるから（232条の5第2項）、支出金額を確定する精算手続の完了を待ってもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出に当たる」とし、原審の判断を是認した。

(2) 判例と当該事案について

上述の判例は、概算払の方法による補助金の支出に係るものであり、本件補助金は前金払によるものである。

そこで、当該判例が本件補助金に援用できるかどうかについて検討する。

ア 概算払、前金払は、ともに法第232条の5第2項に規定されている正規の支出方法であり、法施行令第162条、第163条によって、補助金を支出する場合もこれらの方法によることが認められている。

イ 概算払、前金払は、補助事業等の完了前に支出がなされるという点において共通の性質を有する。

ウ 概算払については、秋田県財務規則第258条第3項、前金払については同条第4項に支出の根拠が規定されている。

エ 本件補助金は、県の一般会計予算に計上されており、前金払の時点でその支出目的、金額及びその算定根拠は明確にされている。

以上のことから、当該判例は、前金払により支出された本件補助金についても、援用できるものと解することができる。

(3) 結論

そこで、本件補助金を、当該判例の判断基準に照らすと、個々の支出年月日を基準として監査請求期間を算定することになるが、本件補助金の最終の支出年月日は平成13年2月20日であるのに対し、本件監査請求は平成14年5月21日になされているので、「当該行為のあった日」から既に1年を経過しており、本件監査請求は適法な監査請求とは言えないと判断する。

なお、法第242条第2項ただし書は、「正当な理由があるとき」に限り1年経過後も監査請求ができる旨規定するが、「正当な理由があるとき」とは、たとえば、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合などのように、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指す、とされている。

また、判例(最高裁昭和63年4月22日第2小法廷判決)によれば、「当該行為が秘密裡にされた場合、同項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」とされている。

そこで、本件補助金について見ると、本件補助金は一般会計予算に計上され、議会の議決を経た後、会計法規に従い適法に支出されており、秘密裡に執行されるなどの相当の理由の存在を認めることができない。

また、上述の理由から、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができた、というべきである。

以上のことから、本件監査請求が1年を経過した後になされたことについて、「正当な理由がある」とは言えないと判断する。

発行者

秋田県

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一號

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九號
株式会社松原印刷社
電話(062)八七六六 F A X (063)〇〇〇五
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九號
松原繁雄